

「IP アドレス割り当て等に関する規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書								
<p>現在該当する記述なし。</p>	<p>(付 則) <u>19 この規則は、消費税改定に伴い、2014年1月31日に改正され、2014年4月1日より実施する。</u></p>								
<p>別 紙 5. IP アドレス維持料 IP アドレス維持料は、毎年4月1日0:00の割り振りアドレス数に基づき、以下の計算式によって算出する。</p> <p>・ IPv4 アドレスに基づく算出 $(65000 \times 1.3^{\log_2(\text{IPv4 アドレスの総数}-9)}) + \text{消費税および地方消費税相当額 (単位: 円)}$</p> <p>・ IPv6 アドレスに基づく算出 $(65000 \times 1.3^{\log_2(\text{IPv6 アドレスの}/56 \text{ の個数}-23)}) + \text{消費税および地方消費税相当額 (単位: 円)}$</p> <p>注4) 振込手数料は IP 指定事業者の負担とする。 注5) 割り振りを受けていない場合の IP アドレス維持料は <u>52,500 円</u>とする。 注6) IP アドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>	<p>別 紙 5. IP アドレス維持料 IP アドレス維持料は、毎年4月1日0:00の割り振りアドレス数に基づき、以下の計算式によって算出する。</p> <p>・ IPv4 アドレスに基づく算出 $(65000 \times 1.3^{\log_2(\text{IPv4 アドレスの総数}-9)}) + \text{消費税および地方消費税相当額 (単位: 円)}$</p> <p>・ IPv6 アドレスに基づく算出 $(65000 \times 1.3^{\log_2(\text{IPv6 アドレスの}/56 \text{ の個数}-23)}) + \text{消費税および地方消費税相当額 (単位: 円)}$</p> <p>注4) 振込手数料は IP 指定事業者の負担とする。 注5) 割り振りを受けていない場合の IP アドレス維持料は <u>54,000 円 (うち消費税 4,000 円)</u>とする。 注6) IP アドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>								
<p>7. IP アドレス移転手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">課金種別</th> <th style="width: 70%;">費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき</td> <td><u>84,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	課金種別	費用	移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき	<u>84,000 円</u>	<p>7. IP アドレス移転手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">課金種別</th> <th style="width: 70%;">費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき</td> <td><u>86,400 円 (うち消費税 6,400 円)</u></td> </tr> </tbody> </table>	課金種別	費用	移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき	<u>86,400 円 (うち消費税 6,400 円)</u>
課金種別	費用								
移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき	<u>84,000 円</u>								
課金種別	費用								
移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき	<u>86,400 円 (うち消費税 6,400 円)</u>								

「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>現在該当する記述なし。</p>	<p>(付 則) <u>8 この規則は、消費税改定に伴い、2014年1月31日に改正され、2014年4月1日より実施する。</u></p>
<p>別 紙 契約料・維持料・手数料の額および支払い方法</p>	<p>別 紙 契約料・維持料・手数料の額および支払い方法</p>

<p>1. 契約料 契約料は次の表の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料</td> <td><u>262,500円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。 注2) 契約料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>	費目	費用	契約料	<u>262,500円</u>	<p>1. 契約料 契約料は次の表の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料</td> <td><u>270,000円(うち消費税20,000円)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。 注2) 契約料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>	費目	費用	契約料	<u>270,000円(うち消費税20,000円)</u>
費目	費用								
契約料	<u>262,500円</u>								
費目	費用								
契約料	<u>270,000円(うち消費税20,000円)</u>								
<p>6. IP アドレス移転手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課金種別</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき</td> <td><u>84,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	課金種別	費用	移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき	<u>84,000円</u>	<p>6. IP アドレス移転手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課金種別</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき</td> <td><u>86,400円(うち消費税6,400円)</u></td> </tr> </tbody> </table>	課金種別	費用	移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき	<u>86,400円(うち消費税6,400円)</u>
課金種別	費用								
移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき	<u>84,000円</u>								
課金種別	費用								
移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき	<u>86,400円(うち消費税6,400円)</u>								

「歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書								
<p>現在該当する記述なし。</p>	<p>(付 則) <u>7 この規則は、消費税改定に伴い、2014年1月31日に改正され、2014年4月1日より実施する。</u></p>								
<p>3. IP アドレス移転手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課金種別</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき</td> <td><u>84,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	課金種別	費用	移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき	<u>84,000円</u>	<p>3. IP アドレス移転手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課金種別</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき</td> <td><u>86,400円(うち消費税6,400円)</u></td> </tr> </tbody> </table>	課金種別	費用	移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき	<u>86,400円(うち消費税6,400円)</u>
課金種別	費用								
移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき	<u>84,000円</u>								
課金種別	費用								
移転手数料 他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1件につき	<u>86,400円(うち消費税6,400円)</u>								

「AS番号割り当て規約」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>現在該当する記述なし。</p>	<p>(付 則) <u>6 この規則は、消費税改定に伴い、2014年1月31日に改正され、2014年4月1日</u></p>

<p>別紙</p> <p>契約料・維持料・手数料の額および支払い方法</p> <p>1. 契約料 契約料は次の表の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="53 384 734 544"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料</td> <td><u>262,500円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。 注2) 契約料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>	費目	費用	契約料	<u>262,500円</u>	<p><u>より実施する。</u></p> <p>別紙</p> <p>契約料・維持料・手数料の額および支払い方法</p> <p>1. 契約料 契約料は次の表の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 384 1908 544"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料</td> <td><u>270,000円 (うち消費税 20,000円)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振り込み手数料は被割り当て者の負担とする。 注2) 契約料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>	費目	費用	契約料	<u>270,000円 (うち消費税 20,000円)</u>
費目	費用								
契約料	<u>262,500円</u>								
費目	費用								
契約料	<u>270,000円 (うち消費税 20,000円)</u>								
<p>3. AS番号維持料 AS番号維持料は、毎年4月1日にAS番号の割り当てをうけている場合は <u>52,500円</u> とする。</p> <p>注3) 記載金額は消費税および地方消費税相当額を含む。振込手数料は被割り当て者の負担とする。 注4) AS番号維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>	<p>3. AS番号維持料 AS番号維持料は、毎年4月1日にAS番号の割り当てをうけている場合は <u>54,000円 (うち消費税 4,000円)</u> とする。</p> <p>注3) 記載金額は、消費税および地方消費税相当額を含む。振込手数料は被割り当て者の負担とする。 注4) AS番号維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</p>								

「IPv4 アドレス移転申請手続き (JPNIC 契約組織間の移転用)」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>3. IPv4 アドレス移転申請手続きの流れ</p> <p>3.7. IPv4 アドレス移転手数料の支払い(該当者のみ)</p> <p>対象 IPv4 アドレス空間に、国際移転アドレスが含まれる場合には、申請に対応する手数料の振り込みを案内します。</p> <p>JPNIC は本文書に基づく IPv4 アドレス移転申請に関して、移転先に対して手数料を徴収します。手数料は以下の金額です。</p> <p>IPv4 アドレス移転手数料 <u>84,000円</u> (注) IPv4 アドレス移転手数料は事由のいかんを問わず返却しません。</p>	<p>3. IPv4 アドレス移転申請手続きの流れ</p> <p>3.7. IPv4 アドレス移転手数料の支払い(該当者のみ)</p> <p>対象 IPv4 アドレス空間に、国際移転アドレスが含まれる場合には、申請に対応する手数料の振り込みを案内します。</p> <p>JPNIC は本文書に基づく IPv4 アドレス移転申請に関して、移転先に対して手数料を徴収します。手数料は以下の金額です。</p> <p>IPv4 アドレス移転手数料 <u>86,400円 (うち消費税 6,400円)</u> (注) IPv4 アドレス移転手数料は事由のいかんを問わず返却しません</p>

<p>この手数料の支払いに関わる通知が届いた後、JPNIC の指定する銀行口座に振り込んでください。振り込み手数料は移転先負担です。</p>	<p>この手数料の支払いに関わる通知が届いた後、JPNIC の指定する銀行口座に振り込んでください。振り込み手数料は移転先負担です。</p>
<p>6. 費用</p> <p>6.1. IPv4 アドレス移転手数料</p> <p>本文書で定める IPv4 アドレス移転申請に伴う手数料は発生しません。</p> <p>ただし、対象 IPv4 アドレス空間に、国際移転アドレスが含まれる場合には、JPNIC は本文書に基づく IPv4 アドレス移転申請に関して、移転先に対して手数料を徴収します。手数料は以下の金額です。</p> <p>IPv4 アドレス移転手数料 <u>84,000 円</u></p> <p>(注) IPv4 アドレス移転手数料は事由のいかんを問わず返却しません。</p> <p>この手数料の支払いに関わる通知が届いた後、JPNIC の指定する銀行口座に振り込んでください。振り込み手数料は移転先負担です。</p> <p>なお、移転先が JPNIC との間で新たに契約を締結することが必要となる場合には、JPNIC との契約手続きは、JPNIC 管理下の IP v4 アドレス空間の管理を行ううえで一般的に要求される手続きであるため、該当する契約料を通常通りお支払いいただく必要があります。</p> <p>ただし、この場合に、該当する契約料をお支払いいただいたときは、IPv4 アドレス移転手数料の支払いを不要といたします。</p>	<p>6. 費用</p> <p>6.1. IPv4 アドレス移転手数料</p> <p>本文書で定める IPv4 アドレス移転申請に伴う手数料は発生しません。</p> <p>ただし、対象 IPv4 アドレス空間に、国際移転アドレスが含まれる場合には、JPNIC は本文書に基づく IPv4 アドレス移転申請に関して、移転先に対して手数料を徴収します。手数料は以下の金額です。</p> <p>IPv4 アドレス移転手数料 <u>86,400 円 (うち消費税 6,400 円)</u></p> <p>(注) IPv4 アドレス移転手数料は事由のいかんを問わず返却しません。</p> <p>この手数料の支払いに関わる通知が届いた後、JPNIC の指定する銀行口座に振り込んでください。振り込み手数料は移転先負担です。</p> <p>なお、移転先が JPNIC との間で新たに契約を締結することが必要となる場合には、JPNIC との契約手続きは、JPNIC 管理下の IP v4 アドレス空間の管理を行ううえで一般的に要求される手続きであるため、該当する契約料を通常通りお支払いいただく必要があります。</p> <p>ただし、この場合に、該当する契約料をお支払いいただいたときは、IPv4 アドレス移転手数料の支払いを不要といたします。</p>

「IPv4 アドレス移転申請手続き(移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転用)」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>3. IPv4 アドレス移転申請手続きの流れ</p> <p>3.7. IPv4 アドレス移転手数料の支払い</p> <p>「3.6. 移転後のアドレス管理に必要な手続きの完了(該当者のみ)」も含め、移転に必要な手続きがすべて完了していることを JPNIC で確認した後に、JPNIC はその旨を IPv4 アドレス移転申請書に記入された移転先の担当者に通知するとともに、申請に対応する手数料の振り込みを案内します。</p> <p>JPNIC は本文書に基づく IPv4 アドレス移転申請に関して、移転先に対して手数料を徴収します。手数料は以下の金額です。</p> <p>IPv4 アドレス移転手数料 <u>84,000 円</u></p>	<p>3. IPv4 アドレス移転申請手続きの流れ</p> <p>3.7. IPv4 アドレス移転手数料の支払い</p> <p>「3.6. 移転後のアドレス管理に必要な手続きの完了(該当者のみ)」も含め、移転に必要な手続きがすべて完了していることを JPNIC で確認した後に、JPNIC はその旨を IPv4 アドレス移転申請書に記入された移転先の担当者に通知するとともに、申請に対応する手数料の振り込みを案内します。</p> <p>JPNIC は本文書に基づく IPv4 アドレス移転申請に関して、移転先に対して手数料を徴収します。手数料は以下の金額です。</p> <p>IPv4 アドレス移転手数料 <u>86,400 円 (うち消費税 6,400 円)</u></p>

<p>(注) IPv4 アドレス移転手数料は事由のいかんを問わず返却しません。</p> <p>この手数料の支払いに関わる通知が届いた後、JPNIC の指定する銀行口座に振り込んでください。振り込み手数料は移転先負担です。</p>	<p>(注) IPv4 アドレス移転手数料は事由のいかんを問わず返却しません。</p> <p>この手数料の支払いに関わる通知が届いた後、JPNIC の指定する銀行口座に振り込んでください。振り込み手数料は移転先負担です。</p>
<p>6. 費用</p> <p>6.1. IPv4 アドレス移転手数料</p> <p>JPNIC は本文書に基づく IPv4 アドレス移転申請に関して、移転先に対して手数料を徴収します。手数料は以下の金額です。</p> <p>IPv4 アドレス移転手数料 <u>84,000 円</u></p> <p>(注) IPv4 アドレス移転手数料は事由のいかんを問わず返却しません。</p> <p>この手数料の支払いに関わる通知が届いた後、JPNIC の指定する銀行口座に振り込んでください。振り込み手数料は移転先負担です。</p> <p>なお、移転先が JPNIC との間で新たに契約を締結することが必要となる場合には、JPNIC との契約手続きは、JPNIC 管理下の IP v4 アドレス空間の管理を行ううえで一般的に要求される手続きであるため、該当する契約料を通常通りお支払いいただく必要があります。</p> <p>ただし、この場合に、該当する契約料をお支払いいただいたときは、IPv4 アドレス移転手数料の支払いを不要といたします。</p>	<p>6. 費用</p> <p>6.1. IPv4 アドレス移転手数料</p> <p>JPNIC は本文書に基づく IPv4 アドレス移転申請に関して、移転先に対して手数料を徴収します。手数料は以下の金額です。</p> <p>IPv4 アドレス移転手数料 <u>86,400 円 (うち消費税 6,400 円)</u></p> <p>(注) IPv4 アドレス移転手数料は事由のいかんを問わず返却しません。</p> <p>この手数料の支払いに関わる通知が届いた後、JPNIC の指定する銀行口座に振り込んでください。振り込み手数料は移転先負担です。</p> <p>なお、移転先が JPNIC との間で新たに契約を締結することが必要となる場合には、JPNIC との契約手続きは、JPNIC 管理下の IP v4 アドレス空間の管理を行ううえで一般的に要求される手続きであるため、該当する契約料を通常通りお支払いいただく必要があります。</p> <p>ただし、この場合に、該当する契約料をお支払いいただいたときは、IPv4 アドレス移転手数料の支払いを不要といたします。</p>

「電子証明書を用いた申請者認証について(IP アドレス管理指定事業者用)」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書												
<p>6. 認証デバイスの管理について</p> <p>6.3. 追加発行手数料について</p> <p>認証デバイスの追加発行には、以下に定める追加発行手数料が必要です。JPNIC は、追加発行手数料の入金の確認をもって認証デバイスの追加発行を行います。</p> <table border="1" data-bbox="56 1257 638 1428"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>追加発行手数料 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源管理カード</td> <td>1 枚 <u>10,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>IC カードリーダー</td> <td>1 個 <u>5,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	単位	追加発行手数料 (税込)	資源管理カード	1 枚 <u>10,000 円</u>	IC カードリーダー	1 個 <u>5,000 円</u>	<p>6. 認証デバイスの管理について</p> <p>6.3. 追加発行手数料について</p> <p>認証デバイスの追加発行には、以下に定める追加発行手数料が必要です。JPNIC は、追加発行手数料の入金の確認をもって認証デバイスの追加発行を行います。</p> <table border="1" data-bbox="1131 1257 1904 1428"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>追加発行手数料 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源管理カード</td> <td>1 枚 <u>10,286 円 (うち消費税 762 円)</u></td> </tr> <tr> <td>IC カードリーダー</td> <td>1 個 <u>5,143 円 (うち消費税 381 円)</u></td> </tr> </tbody> </table>	単位	追加発行手数料 (税込)	資源管理カード	1 枚 <u>10,286 円 (うち消費税 762 円)</u>	IC カードリーダー	1 個 <u>5,143 円 (うち消費税 381 円)</u>
単位	追加発行手数料 (税込)												
資源管理カード	1 枚 <u>10,000 円</u>												
IC カードリーダー	1 個 <u>5,000 円</u>												
単位	追加発行手数料 (税込)												
資源管理カード	1 枚 <u>10,286 円 (うち消費税 762 円)</u>												
IC カードリーダー	1 個 <u>5,143 円 (うち消費税 381 円)</u>												